

精神障害者早期退院支援推進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、精神病床からの退院にあたり地域機関の支援を必要とする課題があると医療機関が判断した障害者に対し、医療機関からの要請を受けた相談支援事業所等が入院後早期から支援を行うことにより、病状回復後のスムーズな退院を促進することを目的とする。

(運営主体等)

第2条 本事業の運営主体は、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び知事が認めた運営団体のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく一般相談支援の指定を受けた事業所とする。

- 2 本事業の実施を希望する者は、別紙様式1により埼玉県知事に申請し承認され、登録を受けなければならない。
- 3 前項により登録された事業所（以下「登録事業所」という。）は、精神障害者の退院支援を担当する者（以下「地域退院支援者」という。）を置くこととする。
- 4 地域退院支援者は、精神保健福祉士、相談支援専門員、保健師等の精神障害者福祉施策に精通する者で、かつ医療機関との連携が可能である者とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象となる者は、精神病床入院後3か月以内に医療機関が登録事業所に支援の要請を行った入院者（以下「対象者」という。）とする。ただし、要請を受けた登録事業所が、入院前に地域相談を実施したことのある者については、本事業の対象外とする。

(事業内容)

第4条 地域退院支援者は、医療機関を訪問すること等により、対象者が病状回復後スムーズに退院できるよう主に次の支援を行うものとする。

- (1) 医療機関職員から、福祉の支援を必要とする課題について確認を行うこと
- (2) 対象者に面会し、ニーズを把握すること
- (3) 対象者、医療機関及び家族等の意向に沿って、生活環境を整備すること
- (4) 必要に応じて、地域移行支援や計画相談支援を導入すること

(個別支援概要の作成)

第5条 地域退院支援者は、対象者に関する支援の実施に関する記録を整備しておかなければならない。

(費用の支弁)

第6条 この事業に関する費用は、別に定めるところにより補助するものとする。

(留意事項)

第7条 地域退院支援者が支援を行うに当たっては、対象者の人格を十分尊重するとともに、支援によって知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、この事業の実施に必要な範囲で、対象者の承諾があった場合は、この限りではない。

2 対象者は入院中であることから、病状等医療に関する情報については医師や看護師等から十分に確認した上で支援を開始すること。

3 病状の変化等があった場合には支援を一旦中断することも必要であることから、医療機関と常に連携を図るよう努めること。

(その他)

第8条 その他事業に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年4月5日から適用する。